

平成30年 第12回

苓北町農業委員会総会会議録

## 平成30年第12回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成30年12月7日(金)  
午前9時30分から午前10時20分

2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室

3. 出席者  
(農業委員)

1番 塚田 修彦	2番 平田 秀夫
3番 坂西 庄三	4番 山下 正道
5番 小野 三幸	6番 大仁田 金次
7番 岡村 貞夫	

4. 本日の欠席委員 ( 0名)

5. 議事日程

日程第1.	議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2.	議案第88号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3.	議案第89号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4.	議案第90号 農用地利用集積計画の認定について
日程第5.	議案第91号 非農地判断について
日程第6.	その他

6. 総会書記(農業委員会事務局職員)

事務局長 野田尚之 局長補佐 瀬形茂 主事 酒井俊和

7. 会議の概要

1. 開 会

開会 午前9時30分

事務局

おはようございます。議事に入ります前に、12月4日に八代市で開催されました、農地利用最適化ブロック別研修会には、お忙しい中ご参加いただき、大変お世話になりました。また本日は事前にご連絡していましたが、総会の後に、次期農業委員、最適化推進委員の候補者評価委員会を予定しております。最適化推進委員の評価委員会は農業委員さん全員の出席をお願いします。農業委員の評価委員会は岡村会長、大仁田委員、塚田委員の出席をよろしくお願いいたします。それでは、定刻となりましたので、只今から平成30年第12回の農業委員会総会を開会致します。

まずは、岡村会長からご挨拶をお願い致します。

岡村会長

皆さん、おはようございます。

先般の熊本県農地利用最適化ブロック別研修会にはご参加いただきましてありがとうございました。遊休農地防止、耕作放棄地解消に心がけて、皆さんの農地パトロールに努めていただくようお願いを致しておきます。優良農地の確保はもちろんでございますが、無断転用等にも注意をして、心配りをして頂きたいとおもいます。今年もあとわずかとなりました、来年も皆様にとりましていい年でありますように祈念を致します。本日の審議をよろしくお願いいたします。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は、全員出席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願い致します。どうぞよろしくお願い致します

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、4番の山下委員さんと6番の大仁田委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、瀬形氏、酒井氏を指名致します。

議長

それでは、日程第2、議案第88号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第88号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。平成30年12月7日 苓北町農業委員会 会長 岡村貞夫。

3ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町志岐の田2筆、面積は、2,444㎡です。

場所については、4ページから5ページに図示しております。Aコープ苓北付近になります。

権利の種類は、売買による所有権移転。申請理由は、経営規模を拡大するためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

大仁田委員

はい。本件につきましては、私が担当委員となっておりますので、調査に行きました。場所はAコープの駐車場から、降りたところです。パチンコ屋の裏のAコープよりになります。申請人の話では、パチンコ屋を建設するときに周辺の農地は農用地区域から除外されているようです。公社を通じた売買ができないため、今回の3条申請になったようです。

議長

譲渡人は農業をされていますか。

大仁田委員

農業はされていません。この土地も借地として貸していらっしゃいました。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。  
ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可することに致します。

続きまして、整理番号2の案件につきましては、大仁田委員さんが関与する案件でございますので、苓北町農業委員会総会会議規則第10条の議事参与の制限に基づき、当該議案の審議開始から審議終了まで退席をお願い致します。

(大仁田委員退席)

それでは、整理番号2の案件につきまして、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、6ページをお開き願います。整理番号2の案件について説明いたします。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町志岐の田7筆、面積は、8,231㎡、畑6筆6,899㎡、計の13筆15,130㎡です。

場所については、8ページから13ページに図示しております。

権利の種類は、贈与による所有権移転。申請理由は、経営規模を拡大するため、後継者への経営移譲です。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号2につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

平田委員

はい。本件につきましては、私が担当委員となっております。申請人は親子であります。かなり前から経営移譲をされていましたが、譲受人が経営主となっております。譲渡人によりますと、これを機に全て譲受人に贈与をするということです。町外の農地についてはまだ贈与をしないそうです。

議 長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。  
ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号2につきましては許可することに致します。  
大仁田委員の入室をお願いします。

続きまして、整理番号3の案件につきまして、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、14ページをお開き願います。整理番号3の案件について説明いたします。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町都呂々の田14筆、面積は、8,489㎡、畑12筆10,376㎡、計の26筆18,865㎡です。

場所については、16ページから23ページに図示しております。

権利の種類は、贈与による所有権移転。申請理由は、経営規模を拡大するため、後継者への経営移譲です。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号3につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

塚田委員

はい。本件につきましては、私が担当委員となっております。只今説明のありましたように、申請人は親子関係でありまして、同居をしておられます。今回農業者年金を受給しておられるんですけど、経営移譲を行うということで申請をされました。譲受人は次男であります。長男も同居しております。長男は農業をしていないということで、農業をしている次男に贈与となりました。譲受人も農業専業で行っています。認定農業者にもどうでしょうかとお話をしたところでした。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号3について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号3につきましては許可することに致します。

続きまして、日程第3、議案第89号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、24ページをお開きください。日程第3、議案第89号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。平成30年12月7日 苓北町農業委員会 会長 岡村貞夫。

25ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町志岐の畑2筆、面積は、1,057㎡です。転用の目的は、自動車整備工場、駐車場及び廃車置場です。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、「譲受人は、現在、自動車整備工場を営んでいるが、昭和60年頃、工場及び廃車置場のための土地を探していた。申請地は工場及び町道に隣接する土地で利便性が良いため転用申請に至った次第である。他に代替となる土地もないことから、申請地を自動車整備工場、駐車場及び廃車置場として転用したい。」ということです。申請地は、26ページから28ページをご覧いただきたいと思いますが、場所は町道檜山線沿いで、自動車整備工場の隣接地になります。審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この件については、始末書が添付されているようです。整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

大仁田委員

はい。本件につきましては、私が担当委員となっておりますので、調査に行きました。申請人はご存じのように、自動車工場を営んでおられます。申請人が使用される前に建設会社が資材置場として使用していたようですが、その時に転用申請をされていなかった為、今回の申請になったようです。よろしく願いいたします。

小野委員

27ページの図面を見ると、隣接する宅地には進入路がないようですが、今回の申請地を通らないと行けないんですか。

事務局

28ページをご覧下さい。字図になりますが隣接地の宅地の一部が里道と隣接していて、進入路になっています。27ページはゼンリンの地図のため、詳細なところは載っていません。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。  
ございませんか。

(ありません。の声あり)



無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

続きまして、整理番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局

29ページをお開き願います。整理番号2の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町坂瀬川の畑1筆、面積は、517㎡のうち168㎡です。

転用の目的は、個人住宅及び駐車場です。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、「譲受人は、家族が増え、現在の住まいでは手狭となった為、新たに土地を探していた。申請地は近くに保育園、小学校、病院等の施設があり幼い子供がいる申請者にとって最適な土地である。また、宅地や町道に囲まれた土地で生産性も低いため転用申請に至った次第である。他に代替となる土地もないことから、申請地を個人住宅及び駐車場として転用したい。」ということです。申請地は、30ページから32ページをご覧いただきたいと思いますが、町道坂瀬川中央線から接続する町道小路第3号線沿いで、薬局のうらになります。審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号2につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

坂西委員

はい。本件につきましては、私が担当委員となっておりますので、説明させていただきます。申請人は両方とも坂瀬川地区でございます。譲受人は借家住まいで地元で生活をされています。詳細は事務局が説明したとおり手狭ということで、新築したいということです。土地については、517㎡のうち168㎡ということで分筆をされます。以上です。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。  
ございませんか。

(ありません。の声あり)

議長

無いようでございますので、整理番号2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号2につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

続きまして、日程第4. についてですが、私と塚田委員が関与する案件でございますので、会議規則第10条の議事参与の制限に基づき退席致します。議長については、職務代理者の大仁田委員へお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(岡村会長・塚田委員退席)

大仁田職務代理者

岡村会長が退席されましたので、私が議事の進行を進めます。日程第4. 議案第90号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。  
事務局に説明を求めます。

事務局

はい、33ページをお開きください。日程第4. 議案第90号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により認定を求められたので附議する。平成30年12月7日 苓北町農業委員会 会長 岡村貞夫。

34ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の新規が11件ございます。

面積は田10筆 10,511㎡。畑1筆 810㎡、計11,321㎡です。明細は35ページから36ページをご覧ください。

続きまして、利用権設定の再設定が100件ございます。

面積は田40筆48,740㎡。畑60筆37,634㎡計86,374㎡です。明細は37ページから47ページをご覧ください。

続きまして、利用権転貸が61件ございます。

面積は田22筆23,180㎡、畑39筆13,200㎡、計の36,380㎡です。明細は48ページから54ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転が4件ございます。

面積は、田2筆1,431㎡、畑2筆1,588㎡、計の3,019㎡です。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

大仁田職務代理者

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第90号は原案どおり認定することに致します。ここからは、議長を岡村会長へお願いしたいと思います。ご協力ありがとうございました。

岡村会長と塚田委員の入室をお願いいたします。

議長

続きまして、日程第5、議案第91号 非農地判断について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、56ページをお開きください。日程第5、議案第91号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するかどうかの判断について附議する。平成30年12月7日 苓北町農業委員会 会長 岡村貞夫。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するかどうかの判断について審議していただくものです。

今回58ページから62ページの坂瀬川の農地246件について非農地判断をしております。調査につきましては、平成30年11月13日坂西委員及び事務局職員で現地調査を行っております。

位置図及び字図につきましては57ページ、63ページから68ページに図示しております。場所は坂瀬川西川内地区になります。調査の結果につきましては、69ページから74ページに記載をしております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

坂西委員

この件については、私が担当委員となっております。11月13日私と事務局で現地確認にまいりました。件数は246件と多い件数でございました。昔は果樹、野菜等が耕作されていたところですが、長年にわたり農業をされていない状況です。また、所有者がいない、後継者がいない土地がほとんどでございます。草や木が生い茂りもう手が付けられない状況です。そういうことで非農地であることが適当であると感じました。よろしくをお願いいたします。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

小野委員

246件は膨大な数ですね。現地調査も大変でしたね。山林化しているのでしょうかね。

坂西委員

中山間地の問題で、後継者もないというのが現状です。

事務局

今回の調査は県の補助事業で行っています。今年は15ha以上を目標に非農地調査を行いまして、今回、達成したところです。来年度以降も20haを目標に非農地化を進めてまいります。

議長

この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません) の声あり

無いようでございますので、調査対象の246件につきまして、農地に該当しないということでございます。この判断につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので調査対象の246件の農地につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 農地法第3条の下限面積について
2. 次期農業委員・推進委員の応募結果について
3. その他

次回、平成31年第1回総会は、平成31年1月10日(木)午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

議 長

(ありません。の声あり)

無いようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、平成30年第12回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時20分

会 長

---

署 名 委 員

---

署 名 委 員

---